

# 中津地域における村と共有採草地との空間構造

勝 目 忍

Space structure of “mura” of village  
and grass-gathering land in Nakatsu District

Shinobu KATHUME

All of “Muras” (villages under the feudal rule), located in the plain of Nakatsu District, except “muras” close to the mountainous area in the south of the District, did not have grass-gathering lands in coownership for green manure agriculture in the territory of “mura”. Such a “mura” on village society found it necessary to obtain forest land in the south of Nakatsu District in order to complete a space structure for survival, or a geographical “arena”. There are two types of forest land in coownership. There are two types of forest land in coownership. The one is “Hachimenzan grass-gathering land in coownership”, situated in the center of, or deep into the heart of Hachimenzan, where 41 out of 56 “muras” in Nakatsu District customarily had the right to use land for a grass-gathering purpose. These 41 “muras” ranged from the mountainous area of Hachimenzan in the south to the sea of Suho in the north. The other is a number of small-scale forest lands in coownership, located side by side with each other at the southern foot of “Hachimenzan grass gathering land in coownership”, or the mountainous area nearby towns, which were used individually by 8 “muras” situated at the foot of the mountain. Some parts of these two types of forest lands in coownership were dually used by different “muras”, which could be regarded as “dual structure of villages’ common” from the overall perspective.

## I はしがき

一般によく知られるマツクス、ウェバーの村モデルに示されるように、村と共有採草地が空間的に関連することで、村社会は生きてゆくための空間構成、すなわち地理的「場」が完結すると見ることができる。西欧のように平坦地が広大にひろがっている所では、このモデルはそのままの形で、広い範囲にわたってみごとな広がりを見せている<sup>1)</sup>。しかし、わが国の場合は地形が複雑で、それに従って、村と共有採草地との空間構成が欧米とは異なっている。たとえば、わが国の比較的広い堆積平野が広がっている所では、そこに立地するほとんどの村が、共有

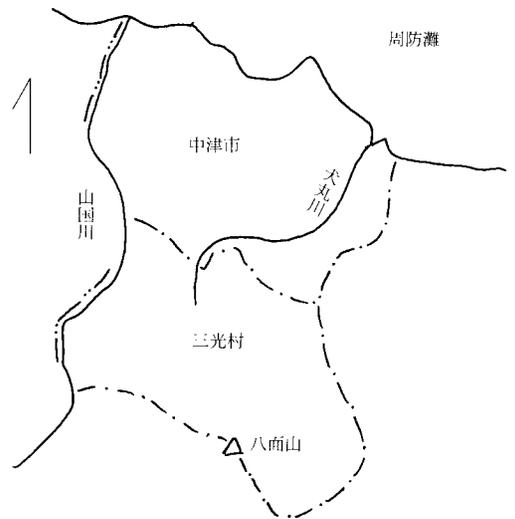
採草地を自己の村領域内に所有していない。このような地域の村では、村と共有採草地間に、①どのような空間構成が、②どのような機能が（つまり外界の動向にそって繰り返される干渉）、③どのような時間の経過のなかで加算的变化があつて<sup>2)</sup>、村が生きてゆくための空間的社会システムが構成され、維持されているのであろうか。九州北東部の中津地域を例にとり、これらの点を明らかにしたいと思う。特に、時間の経過のなかで加算的变化を追求することは、立体的、動態的空間構造を明らかにする意味で極めて重要であると考えられる。一般に、文化景観を把握する方法として3つ方法（類型的・形相的、機能的、及び発生的）があり、それらが積み重なり、一緒になって始めて完全な理解

が得られるとされる。つまり、形相的、機能的、発生的に明らかにし得るならば、これがとりもなおさず人文地理学において、しばしばいわれる地域構造の解明にほかならない<sup>3)</sup>。近年では、野沢秀樹が新しい地理学の在り方の1つとして、コンテクスチュアリ・アプローチについて紹介しているが、そのなかでも、過去の再構成がどのようにして可能であるかが重要であることを指摘し、「①知の獲得、②知の適用、③発展の再構成(歴史家の視点)、④将来の計画(計画家の視点)などが生みだされて行くためのプロセス」の重要性を強調している<sup>4)</sup>。本稿では、まず、共有採草地及びそれに利用する慣行をもつ各村の領域を部分(サブシステム)とし、慣行をもつすべての村の全領域を全体(システム)とする、つまり、空間的社会システムで、村と共有採草地間の空間構造を把握することにした。さらに、この空間的社会システムを各時代ごとに示し、それらを一連の連続的変換の起こる時間軸にそって並べ、環境からの攪乱要因がシステム構造を解体し、そこから新たな秩序が再組織化していくという生成の構造変動のプロセスを追求することによって、つまり過去のそれが、環境との相互作用を通して連続的に解体一生成してゆくプロセスの集合として理解することによって、共有採草地と村との間に見られる空間的社会システムの動態的姿態を捉える事ができると考えた。このような歴史家的な視点で捉えた結果が、どのようにして計画的な視点となって、生きた社会の実像を理解するのに役立つかが大切であって、このような実証的モノグラフを追求することは人文地理学に課せられた重要な課題であるように思える。本稿では、こうした課題にアクセスするため、中津平野南部の「八面山共有採草地」が、中津平野に散在する多くの村の共有の草肥農業給源地として重要な意味をもっていることに注目した。その採草地は明治となり、草肥農業が購入肥料に代わることにより、採草利用が衰退するとともに共有採草地は植林地へと転換させられていき、また、近年はこの地が「村づくり」のシンボルへと変化してきたといった一連の時間

系列のなかに見られる社会現象に注目することにした。こうした社会現象は、社会を理解するための一つの社会指標と見ることができる。この指標の助けを借りることによって村と共有採草地間にかもし出される空間的社会システムを立体的、動態的に見ることができると思う。つまり、こうした作業過程を経て、景観の現象形態から出発し、新しい空間構造を作り出す人間の行動様式に迫る事ができるのではないかと考えた<sup>5)</sup>。

## II 対象地域の概況

第1図 中津地域の概況



本稿が調査の対象地としている中津地域とは、大分県の北端に立地する中津の市街地から南及び東方向一帯、現在の行政領域でいへば中津市と三光村の全域に相当する地域である。この地域は南部には、標高659mの八面山を主峰とする山地・丘陵地があり、中央部には高さ5-20mの一般に“下毛原”と呼ばれる極めて低平な洪積台地がある。又、さらにその北部には周防灘にそそぐ、山国川や小犬丸川が作った沖積低地が広がっている。特に、山国川がつくった沖積低地(デルタ)にかぎっては、“沖台平野”の俗称で呼ばれてることが多い。以上のように、

対象地域内は、地形的にみると、山地・丘陵地、洪積台地、沖積低地の3つに分かれていて、南から北に並んだ形となっている。しかも、それぞれがほぼ3分の1ぐらいずつの面積となっている。

対象地域内における行政領域の沿革を概観してみると、中世の大友氏滅亡後は、一部の地域を除いて、大正15年からは黒田領、慶長6年からは中津藩細川領、寛永9年からは中津藩小笠原領、更に、江戸中期、享保2年からは中津藩奥平領となり、幕末に至っている。幕末当時、対象地域内は14の町（城下町）と56の村（藩政村）から構成されていた。明治22年の町村制施行では、1の町と13の村に統合され、大正14年には1町11村、昭和4年には中津町が中津市に昇格したことによって、1市10村となった。戦後の市町村合併では、昭和29～30年に1市1村（中津市と三光村）の現在の行政領域となる。

対象地域の南部、つまり中津平野の南にそびえる八面山は、典型的メーサの熔岩台地で、どちらの方面から眺めても同じ形である所から八面山の呼称が生まれた。『大宰管内志』に「彌山（八面山のこと…筆者注）は俗に八方美人と云山にて何れの方からみるも大むね同じさまなり」とある。この八面山を中心とした対象地南部一帯は、耶馬溪熔岩台地の最北端部に当たり、地質学的には角礫凝灰岩からなる耶馬溪層の上に、複輝石安山岩からなる筑紫熔岩が覆った地層をもち、上層が堅岩で侵食されにくいところから熔岩台地削はつ地形独特のメーサが現れたものである。この山地は山の姿や、また山頂から見た景観が優れていたところから、大正12年には国指定名勝「耶馬溪」の名勝地に、又、昭和25年には「耶馬日田英彦山国定公園」の名勝地としての指定を受けている。

台地上の一部には、現在、箭山神社があり、神域であったと見られているが、実は、この山地は神域であっただけでなく、12世紀初頭ごろから既に修験の霊域としても繁栄していた所であったことが、近年の調査で明らかとなった<sup>6)</sup>。

中津地域の水田開発が歴史の古いことは、古代の条里制地割が平野のほとんど全域にわたっ

て、切れ切れではあるが残っていることでわかる<sup>7)</sup>。また、大規模な用水路開発もその歴史は古く、肥沃な土壌をもち農業生産の盛んな平野であったことで知られてきた。

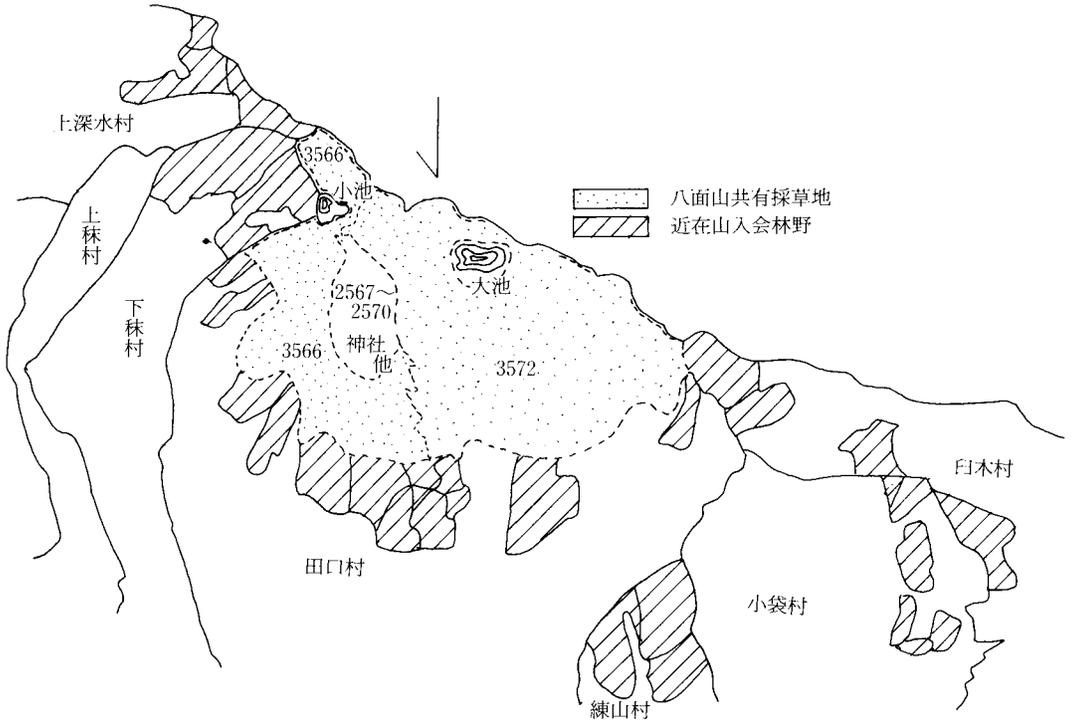
対象地域の北西端には、山国川河口のデルタ上に中津の市街地がある。この街の起源は天正15年、黒田氏が入封し、城を築きその城下町として街が建設されたことに逆上る。以来、中津地域の中心地として栄え、本稿が対象としている地域に大きな影響を与え続けてきた。旧藩時代（享保2年以降）には、町の中心京町には町会所が置かれ、14の町が惣町制<sup>8)</sup>を施行されていた。明治29年ごろになると、中津市街地の郊外豊田村に近代的製糸工場が立地し、この影響をうけて平野一帯の農業が養蚕業を中心とする農業に一変した時期もあった。同じころ、九州一の規模を誇る紡績工場も進出している。近年は中津駅の高架、国道10号線の整備、バイパス北大道路の建設が進むにつれて、平野部一帯のアーバンゼイション化が著しい。市街地の西方にある今津干拓へは東洋工業の自動車工場の進出がもくまれていて、関連企業の進出が期待でき今後の発展が注目されている。又、農業の都市近郊型農業（各種のヤサイ、ブドウなどの果実）の進出も顕著なものがある。

### III 共有採草地と「村」との空間的結合関係

#### (1) 共有採草地のひろがり

対象地域内は旧藩政時代は集落は14の町と56の村（藩政村）から構成され、地域の広さの割には人口や集落の多い開けた地域であった。ところで、山地・丘陵地帯にそって立地している村は入会林野を単独で村領域内に持っていた。それにたいし、台地及び低地に立地している村は、自己の村領域内に共有採草地を持っているものはほとんどなかった<sup>9)</sup>。しかし、草肥農業を進める上で、必要な草は古くから慣行によって、地域の南部にそびえる八面山の山頂から山腹にかけて広がっていた、「共有採草地」の草を利用する慣行をもっていた。この共有採草地は所有形態、規模及び利用形態などからみて二つのタ

第2図 八面山共有採草地と近在山の入会林野  
(森林施業図により作成)



イブに分けられる。一つは八面山の奥山、つまり八面山の中心部にあって、面積規模の大きな共有採草地(以下、「八面山共有採草地」という)で、もう一つは、この「八面山共有採草地」の北側に接して立地する、つまり八面山の近在山に当たる所に隣接して立地している小規模な部落共有地や記名共有地であった(第2図参照)。前者の「八面山共有採草地」は、旧藩時代は中津地域にある56の村のうち41の村が慣行として利用されていた採草地であった。この「八面山共有採草地」は明治に作られた土地台帳では字八面山3572番地と字八面山3566番地の2筆からなり、八面山山頂にある箭山神社の神域とその他からなる字八面山2567-2570番地を取り巻くように、まとまった形で広がっている(第2図参照)。前者の字八面山3566番地は台帳面積では70町歩、後者の字八面山3572番地も70町歩で、計140町歩となっているが、実際面積はこれよりはるかに広く、この採草地が「官行造林」を実施した際の測量によると360町歩はあった。

この「八面山共有採草地」が、古くから採草地として利用され、中津平野一帯の水田生産を高めるための草肥農業の主要な給源となっていたことは、「三光村誌」<sup>10)</sup>の次ぎの記事によく表されている。「真坂以北の村々(八面山を含めてこれより北に位置する村々のこと…筆者注)から、農民は早朝馬を引いて箭山(八面山のこと…筆者注)の共同草刈場まで草を刈って帰り、堆肥にして田に鋤き込み地力を増した」。つまり、このことは八面山採草地の草が刈敷及び厩肥として利用され草肥農業が行なわれていたことを物語っている。又、この「八面山共有採草地」は慣行により管理運営されていた、一つの利用集団であった。このことについては、旧藩時代の記録は直接には見当たらないが、昭和5年当時、古老を介して調査記録された資料によると、「八面山共有採草地」を利用する権利のある村々から惣代が出て惣代会決議によって一定の規定のもとに運営されていたことがわかる。資料には「各村落ニ秣場惣代ノ如キモノヲ置キ

総代会議決議ニ依リ一定ノ規律を維持シ又総代ニヨリ諸般ノ觸レ或ハ命令ヲ示達シ又ハ秣場ニ関スル爭議等ニ対シテハ総代ヨリ小庄屋、庄屋等ノ指揮ヲ仰キ乃至裁定ヲ請フ等ノコトアリシガ如シ」とある。又、この「八面山共有採草地」は、採草地に一般に見られるように、村ごとに、利用する採草場所が定められていたようで、「それぞれ決った持場があったようである。夏場になると馬を引いて飼料や堆肥にする草や芦など毎日朝早く刈に行った。村人たちが競って刈るのでは草場の草が少なくなると他の区域の持場に腕力で盗み刈りに行くこともあった」<sup>11)</sup>とある。この「八面山共有刈草場」は奪い合って草刈りされていたほど、当時は重要な意味をもっていた。「八面山共有採草地」は、“村々入会型”（多くの村が共同で入会って林野を利用する型）の共有採草地であったといえる。この共有採草地に対して、近在山に立地している面積規模の小さな入会林野は、「八面山共有採草地」を利用する慣行権をもつ41の村のうち、山麓に立地する村が、それぞれ単独で利用する権利をもっていた“村中入会型”の入会林野であった。その数は土地台帳によると多数にものぼった。以上のように、「八面山採草地」を慣行で利用する41の村と、近在山の入会林野に同じく利用する権利のある村とは、二重に重なりあう関係にあり、入会林野と村との関係のモデル<sup>12)</sup>からいうなら「村々入会二重構造型」であると見ることができる。

## (2) 村(旧藩政村)のひろがり

中津地方には旧藩時代は前述のごとく56の村(旧藩政村)があった。このうち「八面山共有採草地」に慣行権をもっていたのは41の村(旧藩政村)であり、これらの村の立地、領域、沿革を明らかにしたのが第1表である。これら村の範囲は、南は八面山から北は周防灘まで広がっており、対象地内の中央部の大半を占めていた。これらの村の歴史はいずれも古く、村切りが実施された近世の初頭には、ほとんどの村名が歴史上に現れている。又、初見を中世に逆上るものは8つ(うち、7つは名であらわれている)、古代に逆上るものは2つあった<sup>13)</sup>。反対

に近世初頭には現れていない、新しい村、すなわち新田村は地先水面を干拓した大新田村1村があるだけである。大新田村は中津藩主小笠原長岡が干拓した新田で、元禄国絵図には東浜の枝村とみえ、後、村に昇格している。この村が、新田村でありながら「八面山共有採草地」を慣行として利用できたのは、この村への入植者が、この村から南1～2鬮にある是則村と全徳村からの移住者で構成されていたことが主な理由であると思われる<sup>14)</sup>。

これらの各村と字集落と小名集落との関係、及び昭和35年の農業センサスに使用された農業集落との関係に対比してみることにした。対象地内の村内には、字集落や小名集落が第1表に示すように、多数含まれていて、各村はこれら字集落、小名集落が複雑に合わさって構成されていたと見ることができる。しかし、あくまで「八面山共有採草地」を利用する権利の主体となっていたのは、村であって、村より小さい単位である字集落や小名集落が権利の主体として表面に出たのは1例もない。そこで、この「むら」的性格をもつ農業集落<sup>15)</sup>と「八面山共有採草地」を慣行として利用している主体となっていた村とを対比して見た。この結果、「八面山共有採草地」を慣行として利用する41の村の内、伊東田村の1ヵ村を除いて、残りの40の村は農業集落とその範囲及び名称が完全に一致していて、村=大字=農業集落の関係であることがわかった。唯一、例外となっていた旧藩政村伊東田村は、センサスの農業集落では6つに分けられている。この6つの農業集落は、第1表にあるように伊東田村内に含まれている字集落と小名集落合わせて12ある集落名の中の6つである。この伊東田村内には、多くの「講愛」と呼ばれる講組が地縁的に複雑な形で重なって構成されていることが報告されている<sup>16)</sup>。伊東田村以外の「八面山共有採草地」を慣行として利用していた40の村の場合も、伊東田村同様、1表に示すように、多くの字集落や小名集落で構成されている。このことから見ると、村=農業集落(むら)=村落共同体とすることは致底むりである。村領域を地図化する作業は、かなり困難

第1表 八面山入会林野に関係をもつ村の持分権の変遷と大字農業集落との対比

明治初年の村名(藩政府)	明治22年の村名	大字	入会林野の持分権のある村と大字	農業集落名	字集落の数	小名集落の数	昭和における権利者と持分	地番3566の2~3の平成4年の権利状況		
島田村 中殿村 上宮永村 下宮永村	豊田村	島田 中殿 上宮永 下宮永	中殿3.16 3.16	島田 中殿 上宮永 下宮永	1	5				
2										
蛎瀬村 大塚村 大角木村	大江村	蛎瀬 大塚 大角木		蛎瀬 大塚 大角木	2	3				
1										
一ツ松村 宮夫村 金手村 牛神村 大新田村 東浜村	小楠村	一ツ松 宮夫 金手 牛神 大新田 東浜	一ツ松 1.32 宮夫 2.77 金手 3.00 牛神 3.29 大新田 1.58 東浜 3.01	一ツ松 宮夫 金手 牛神 大新田 東浜	2	4				
1										
14.97	2	4、5、9	4、5、9							
7										
万田村 高瀬村 相原村 湯屋村 永添村	鶴居村	万田 高瀬 相原 湯屋 永添	湯屋 2.05 永添 7.85	万田 高瀬 相原 湯屋 永添	2	3				
9										
9.90	3	13、7、2	13、7、2							
7										
3	3	17								
15										
大貞村 上池永村 中原村 大悟法村 加来村 加助部村	大幡村	大貞 上池永 中原 大悟法 加来 加助部	大貞 0.44 上池永 2.42 中原 0.50 大悟法 1.59 加来 4.92 加助部 2.82	大貞 上池永 中原 大悟法 加来 加助部	5	19	大上池永 中 大悟法 加助部	貞永 原法 来部	0、4、4 2、4、2 0、5、0 1、5、9 0、5、0 2、8、2	0、4、4 2、4、2 0、5、0 1、5、9 0、7、0 2、8、2
11										
8.87	9	2、3、4 1、9、9 0、7、0 0、9、2	2、3、4 1、9、9 0、7、0 0、9、2							
9										
下池永村 是合全德村	如水村	下池永 是合全德	下池永 2.34 是合全德 0.70 全德 0.92	下池永 是合全德	9	6	下池永 是合全德	則馬 徳	2、3、4 1、9、9 0、7、0 0、9、2	2、3、4 1、9、9 0、7、0 0、9、2
4										
福島村 伊東田村 北原村	三保村	福島 伊東田 北原	福島 4.99 伊東田 4.17 北原 0.85	福島 伊東田 北原	6	6	福島	福島	2、9、9	4、9、9
9.74										
6	9	4、1、7 0、5、8	4、1、7 0、5、8							
11										
定留村 諸田村 田尻村	和田村	定留 諸田 田尻	定留 3.22 諸田 2.16 田尻 3.35	定留 諸田 田尻	4	11	定留 諸田 田尻	留田 尻	3、2、2 2、1、6 3、1、5	3、2、2 2、1、6 3、3、5
4										
8.73	6	0、2、6 1、3、2	0、2、6 1、3、2							
9										
今津村 今赤ノ追村 鍋島村	桜洲村	今津 今赤ノ追 鍋島	今津 2.06 赤ノ追 0.62 鍋島 1.32	今津 赤ノ追 鍋島	3	3	今津 赤ノ追 鍋島	津迫 島	0、6、3 1、3、2	0、6、3 1、3、2
3										
4.01	4	2、1、9 1、4、9 3、6、0	2、1、9 1、4、9 3、6、0							
3										
植野村 下植野村 野依村 犬丸村	尾紀村	植野 野依 犬丸	植野 2.19 野依 1.49 犬丸 3.60	植野 野依 犬丸	6	4	植野 野依 犬丸	野依 丸	2、1、9 1、4、9 3、6、0	2、1、9 1、4、9 3、6、0
4										
7.28	4	2、6、5 13、7、2 1、6、2	2、6、5 13、7、2 1、6、2							
3										
西株場村 上株場村 下株場村 上深水村 下深水村	深株村	西株場 上株場 下株場 上深水 下深水	西株場 2.65 下株場 1.62	西株場 上株場 下株場 上深水 下深水	4	26	西株場 深株村 下株	上株場 下深水	2、6、5 13、7、2 1、6、2	2、6、5 13、7、2 1、6、2
11										
4.27	7	14、4、6 1、6、6	14、4、6 1、6、6							
6										
24	26									
18										
成恒山 諫原口 森山 東田口 西田口 土ノ田	山口村	成恒山 諫原口 森山 田口 土ノ田	成恒 0.78 諫山 2.89 原口 1.80 森山 1.98 田口 3.85 土ノ田 1.66	成恒山 諫原口 森山 田口 土ノ田	7	42	山口村	山口村	14、4、6	14、4、6
9										
11.3	12	1、6、6	1、6、6							
2										
31	13									
7										
佐知村 小袋村 臼木村	真坂村	佐知 小袋 臼木	佐知 3.82 小袋 2.52	佐知 小袋 臼木	11	8	佐知 小袋	知袋 木	3、8、2 2、5、2	3、8、2 2、5、2
9										
8.00	4									
19										
大字田口字八面山			3565番地 3572番地	606,020㎡ 698,578㎡			石堂留蔵 楠木巖 田口厚 楠木謙十郎 田口舜一 石堂千寛	2、4、8 2、4、8 2、4、8	2、4、8 2、4、8 2、4、8	
								100万分の99.5		

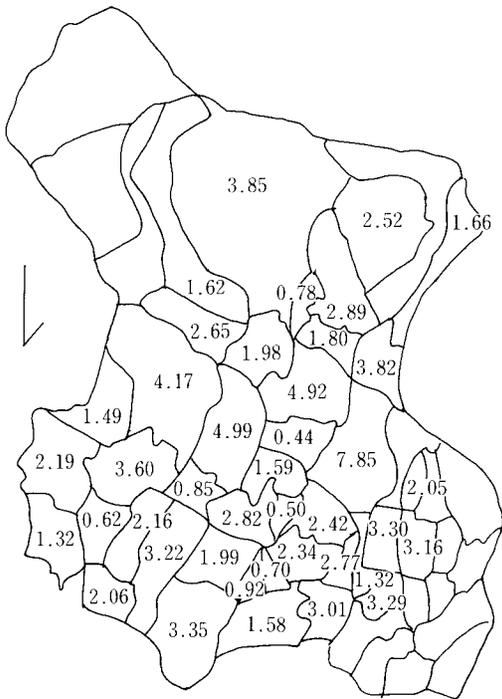
な作業であるが、本稿の場合は大字界が村界と一致することがわかっているのので、大字界を探す作業をすることで村領域を画する事ができた。第2図は、このような作業過程を経て村領域を地図化したものである。

### (3) 「八面山共有採草地」と村との空間関係

前節で「八面山共有採草地」と村とを、それぞれ別々に地図上に、その分布を明らかにしてきた。本節では、「八面山共有採草地」を慣行として利用している各村領域を部分とし、慣行のある全村領域を全体とする関係、すなわち空間的社会的システムを明らかにし、これに「八面山共有採草地」とそれに慣行利用していた村とを空間的に継ぎ合わせることによって、結合する関係の網の目を明らかにすることを試みた。第2, 3図がそれである。以上のように、「八面山共同採草地」と村間の空間関係を、慣行関係と

いう継ぎ手をもって見てきたが、村領域が自らの村領域を維持し、守って行くためには、「ムラ」(集落)、「ノラ」(耕地)、「ハラ、ヤマ」(林野)の三者が完結された空間構造の中に自らを置き、中心、方向、領域の3つ点で定位させることが必要である。この点については、すでに1925年には、ボルノウ<sup>17)</sup>によって実質空間概念が展開された際に詳細な説明がなされており、更に、これを受けてシュツ<sup>18)</sup>は、中心一近接関係、方向性一連結関係、区域すなわち領域一閉合関係という用語で説明している。また、千田稔もこれらの問題に触れている。人間の空間は「主体を軸にして中心化」された図式が形成されており、そうした中心とは「行為の場所」であるという。本稿の場合は、「採草」という行為を行う場所が社会的相互作用が働く「場」であり、このような「場」はいつも限定されていて、人間の特別な目的に合うように設定されてきた。村が生きるために重要な機能をもった採草という行為は、この特別の「場」(共同採草地)との関連があって始めて意味をもつ。このような実質的空間は、大部分は、「公共的」な性格をもつものであり、社会の構成員が共通の「場」に集まるものであった。この意味で、「八面山共有採草地」は、中津地方にある多くの村の共通の焦点、すなわち「主体を軸にして中心化」された場であった。ここに集まることによって、仲間意識が一層厳密な形をとるようになり、規約が作られ権利関係で結び付けられてくる。このようにして、慣行としての利用関係をもった共同採草地が形成されてきた。ところで、村が維持され生きてゆくため重要な採草という行為には、採草地の「場」に地域的特性があった。つまり、採草地に遠い村と近い村とでは採草地のもつ意味合いが大きく異なっていた。このことは草肥農業が盛んな時代には問題は起きなかったが、草肥農業の衰退期にはいると、採草地から遠い村と近い村間に採草地のもつ意味に違いがでてきて、これまでは1枚岩の結合関係にあった採草地をめぐる空間的社会的システムが予盾をはらみ問題が表面化するようになった。これがもとで、これまでの空間的社会的システム関

第3図 八面山採草地に持分関係のある村領域と明治期の持分権数  
(森林施業図その他により作成)

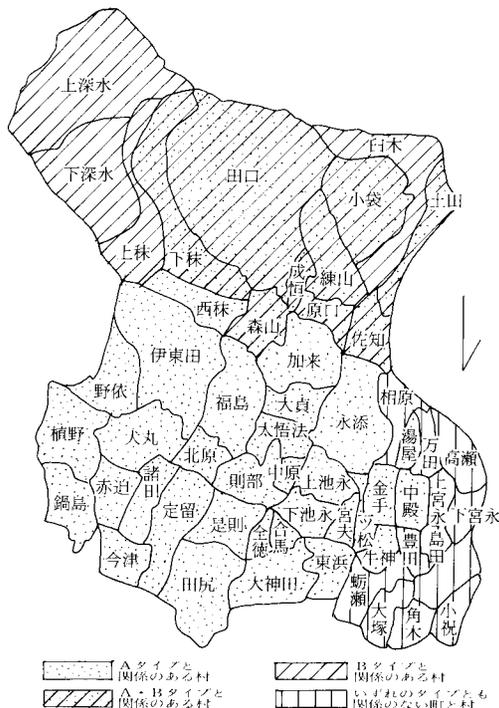


数字は八面山共有採草地と慣行で結ばれた村の持分権

係で支えられてきた秩序は意味を失い、それに代わる、新しい空間秩序が模索されるようになった。つまり、「八面山共有採草地」は購入肥料が導入されてくることで、それにとってかわられ必要でなくなった。採草利用を廃して植林地化への道を歩むようになっていった。「八面山共有採草地」を慣行として利用している村の領域は広く広がっているが、空間的に見た時はさらにより広い脈路の中に位置づけられているのであって、それだけで単独に孤立した存在であると見ることはできない。つまり、「八面山共有採草地」の領域は周辺にどのような地域が存在しているか、それとの関係を明確にしなければならない。そのために、本稿では調査対象地(中津市と三光村全域)内の明治初年時の全町村数56(町1,村55)を取り(第2表参照),この中で前記の41の「村」領域が、全体的にみてどのような空間的位置付けとなっているかを見ることにした。そのために、これらの「町」や「村」と「八面山共有採草地」との間に慣行による利用関係が有るか、無いかを基準として類型化することにした。その結果、A, AB, B, Cタイプの4つの類型が抽出できた(第2表と第4図参照)。類型① 「八面山共有採草地」に慣行で利用している41の「村」を含む範囲で、南は八面山から、北は周防灘に達する最大面積の領域。類型② 八面山の周辺にある「村」で、「八面山共有採草地」に慣行として利用する権利がなく、その代わり近在山にある入会林野に入会関係をもっている「村」の領域。八面山の西、白木村と東、上株村、下株村、下深水村の4村がそれである。類型③ 中津市街地の近郊にある「村」で、「八面山共有採草地」とは慣行による利用関係がない「村」で万田村他5村がある。類型④ 中津市街地の「町」で、八面山入会林野とは全く関係のない領域である。京町他11町がある。

ところで、「八面山共有採草地」に慣行権をもつ類型①に示された領域は、第4図に示すように、最大の面積をもち、中津地方の中心部の大部分を占めている。この領域の周辺には、②、③、④種類の領域がとりまき接している。これ

第4図 中津地域における村領域と村名  
(森林施業図その他により作成)



だけではなく、南限は山境により耶馬溪地方と、西限は山国川により福岡県域と、東限は郡界により宇佐市と、北限は周防灘と接している所もある。この類型①の領域は、慣行としての利用関係から見た時は、閉じられた閉鎖的な空間と見ることができる。この閉鎖性は、明治以降、共有採草地が近代化する過程において、権利関係に変化がみられた。共有採草地に慣行権のある「村」の範囲や、より広い脈路の中に位置づけられた空間といった質的な限定を受けた区域は、「領域」と呼ぶことができ、ある意味では、領域「場」であると見ることができる。なぜなら、領域はそれを構成している諸要素の閉合性、あるいは近接性及び類同性とによって決定されるからである。この領域は、その内部は多くのサブシステムである各「村」から構成され、「八面山共同採草地」を慣行として利用する権利をもつ41の「村」の各領域が合体されて全体領域が構成されていて、機能的にも分節された各「村」間と関係のあるシステムとなってい

第2表 八面山入会林野との関係からみた中津地区の村の類型

	旧藩 政村	元 和 8 年			元 禄	天 保	旧 高 旧 領	入会関係 比 率
		石 高	家 数	人 口				
Aタイプと関係 のある村	中殿村		石 軒	人	石 424	石 562	石 567	% 3.16
	一ツ松村	127	11	28	607	792	814	1.32
	宮夫村	200	16	40			327	2.77
	金手村							3.00
	牛神村	437	61	131	337	501	545	3.29
	大新田村						604	1.58
	東浜村				265	1,026	547	3.01
	湯屋村	416	76	160	331	432	438	2.05
	永添村	426	10	90	1,137	1,486	1,166	7.85
	大貞村	100	14	26	78	115	121	0.44
	上池永村						198	2.42
	中原村	150	15	30	141	196	198	0.50
	大悟法村				226	327	333	1.59
	加来村				796	327	333	4.92
	則部村	654	80	134	516	713	717	2.82
	下池永村						629	2.34
	是則村	322	31	68	310	455	465	1.99
	合馬村				171	230	231	0.70
	全徳村	267	20	34	257	335	337	0.92
	福島村	280	45	113	1,076	1,537	1,377	4.99
	伊東田村	1,519	104	174	1,199	1,663	802 179	4.17
	北原村						179	0.85
	定留村				360	641	692	3.22
	諸田村	200	9	20	293	509	514	2.16
	田尻村	119	15	31	251	488	514	3.35
	今津村	176	24	43	254	402	416	2.06
赤迫村				139	187	183	0.63	
鍋島村				236	349	361	1.32	
上植野村					353		} 2.19	
下植野村					101			
野依村				302	513	533	1.49	
犬丸村	1,212	80	135	961	1,284	1,298	3.60	
西秣村	634	85	143	1,287	1,785	858	2.65	
下秣村						429	1.62	
Aタイプ、Bタイプ とも関係のある村	成恒村	260	20	40	221	287	290	0.78
	諫山村	300	50	110	536	725	752	2.89
	原口村	100	10	19	274	415	433	1.80
	森山村	450	89	219	355	475	483	1.98
	田口村	1,205	202	379	990	1,313		3.85
	土田村	242	32	60				1.66
	佐知村	623	90	143	520	787	820	3.82
小袋村	387	20	43	459	649	629	2.52	
Bタイプと関係 のある村	上秣村						497	
	下秣村							
	上深水村							
	下深水村							
	白木村	534	87	125	425	625	661	
いずれのタイプとも 関係のない村	島田村							
	上宮永村							
	下宮永村							
	蛸瀬村							
	大塚村							
	角木村							
	万田村	350	32	80	581	788	671	
	高瀬村				627	818	647	
	相原村				346	470	398	

る。このシステム関係を各「村」がもっている慣行として利用する権利の権利数で分節して見ると、全体を100とした時、サブシステムである各「村」の権利は第1表、第3表に示すとおりであり、百分率でコマ以下2桁まで詳細な数値で所有関係を表すことができる。全体と部分との結合関係からなるこの空間的社会システムがこのような権利関係の明確な数値で把握できるということは、「ひとが所有している空間概念」で見えることを可能にする第一歩である。

#### IV 植林地化による空間的社会システムの変容

##### (1) 採草地から植林地への変容過程

##### (イ) 「八面山林産組合」の成立と貸付造林

「八面山共有採草地」は、前述のように中津平野の草肥農業にとって欠くべからざる重要な機能を担っていた。この採草地も、明治も中頃になると様相は一変し、採草する人は少なく、荒れるに任せられるようになった。また、入会集団を取り仕切っていた規約もなきに等しい状況となった。「昔日ノ如ク採草スルモノナキニ至リ徒ニ荒廃ニ委スルノ実状ニシテ規約ノ如キ自然形成ニ過キタルモノトナレリ」<sup>20)</sup>とある。この事は、「八面山共有採草地」がもっていた草肥農業としての機能が著しく減退したことを意味している。また「原野ニ近接スル村落住民ハ採草地トシテ存置ヲ主張スルニ対シ比較的遠隔地ノ住民ハ利用増進論者トナリ」とあるように、八面山の採草に不便な所に立地している村から、採草地としてより、もっと利用効率の高い利用に転換させたいという要望ができたのは当然の成行きであった。共有採草地に遠い村と近い村間に共有採草地利用をめぐる利害関係が矛盾となって表面化してきたことになる。この矛盾解消のために、明治29年に「八面山林産組合」が設立され、「八面山共有採草地」を採草以外の利用目的に転換させる事が計画された<sup>21)</sup>。ここで始めて入会慣行集団としてのまとまりが、まがりなりにも近代的組合規約をもつ集団となったのである。管理者は地元の山口村村長となり、代議員制をとって運営された。組合代議員数は

第3表に示すように、「八面山共有採草地」に入会権が関係町村の住民の戸数に応じて割り当てられた。すべての「八面山入会林野」に関する議事はこの組合が中心となって運営される事になった。組合規約によると採草地の一部をさいて植林地とすることが記されている。植林の方法は、「直轄造林」という形態は採らず、民間資力を活用する造林、つまり土地を貸付て造林させる「貸付造林」とすることにした。41の「村」、のち大字が所有している入会林野としての所有形態は壊さないで、造林を推進させるために特別に15ヵ条に及び詳細な規定「八面山共有地貸付規定」が定められた。貸し付けの目的及び貸し付け場所は、「八面山共有地ノ内左記ノ個所凡ソ百町歩ヲ目的トシ全部若シクハ数区ニ分ケ百カ年以内ノ契約ヲ以テ、植林希望者ニ貸付ケルモノトス、金色谷、光岩谷、箕迫ヨリ水落マデ、芋畑、白岩谷、瀬戸石、上杉馬場、甕岩、大谷、柳谷、境谷」<sup>22)</sup>とある。植林地として割愛する百町歩(100ha)とは、「八面山入会林野」の総面積約360町歩の3分の1弱に当たり、これを数区にわけて希望者に貸し付けることとした。貸付造林の条件としては、造林利益の分収比率を規定第6条に「樹木売上代ノ拾分ノ一トシ」とあり、植林者10に対し、貸付者1の割合となっていて、植林者に非常によい条件となっている。その代わりに、貸りた者に植林を義務づけられたり、保護を強く要求された条項がある。また、第15条には「借地人ハ林産保護費トシテ一反歩ニ付、毎年金五銭ヲ負担シ管理者ヘ納入スルモノトス」とあって、借りて植林した者は毎年、保護費を1反につき年5銭を組合に支払わねばならなかった<sup>22)</sup>。計画通り100町歩植林された時は、毎年500円の収入が組合に納入されることになっていた。この植林計画に対し、植林実績は明治33年に山口村田口部落(地元の集落)内の20名が、字八面山光吉の土地を1町歩ずつ借り受けたのを始めとし、その他、学校などの借り受けをも合わせて合計44町歩の土地が、99年の貸し付契約で植林を始めている。しかし、大正8年には、その一部が火災にあって消滅したので、実際に貸付造林地が成功した所は、計画

の4分の1に当たる25町歩に過ぎなかった。計画は予想を下まわる実績に終わったことになる<sup>23)</sup>。

### (ロ) 林野統一と官行造林

林野統一とは、明治政府が明治後半になって民有林対策として打ち出して政策で、明治36年ごろから始まり、明治43年にはついに通牒「公有林統一に関する件」をつきつけるなど、強い監督権限をもって部落の入会林野を市及び町村に統一することを促進し、昭和14年まで続いたものである。この目的は明治21年の市制、町村制で発足した地方行政機関の基盤となる財源を確保するため、部落共有地（公有地ともいう）をそれぞれが所属する市町村に提供統一させ、市町村の基本財源を確保するために植林を実施させようとしたものであった。「八面山入会林野」は、明治16年に41の大字共有地となっていたので<sup>24)</sup>、当然のことながら、この公有林野統一の対象となり、統一への強い勧告を受けていた。しかし、入会林野の規模が大きく、しかも入会関係者が多数にのぼったこと、関係する地域が広汎にわたっていたことなどもあって、権利をもつ住民の統一は容易でなく林野統一に踏み切れなかった。大正8年、政府が無条件統一への村の強い反対を考慮して、条件付統一（地役入会権のある土地とすること）を大幅に認める政策に転換した<sup>25)</sup>。そのために各地で政府のこの統一方針に従う気運が強まってきたが、「八面山入会林野」も、これを機に県の勧告指導を受け、大正11年、ついに林野統一に踏み切れることを決定している。ここで注目しなければならないのは「大正11年3月県勧奨指導所アリ土地不分割ノ儘各部落ノ持分ヲ其村有名ニ統一帰属シ」<sup>27)</sup>とあるように、「八面山入会林野」の土地は分割されることなく、そのまま纏まった形で統一されたこと、地役入会権のある土地となったこと、統一に当たって、各村の持分を新規協定のうえ定められたことである。統一された「八面山入会林野」は、さっそく政府の方針に従って植林が進められることになった<sup>28)</sup>。林野統一に際しては、関係各村は林野統一に対しそれぞれ異った対応をしめしていたので、当初は権利

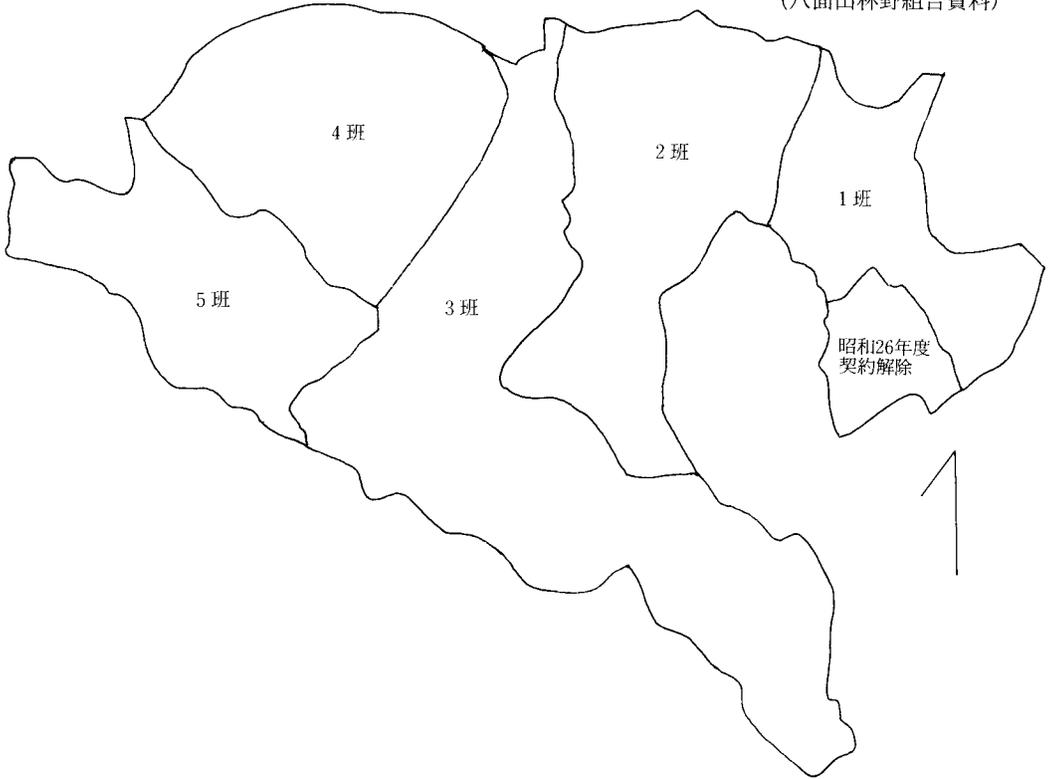
第3表 八面山林野組合（大正12年）の地域別持分と割当議員数

村名	持分	議員数
山口村	15.83	4
深株村	4.67	1
真坂村	8.76	2
大幡村	10.80	3
三保村	10.66	3
尾紀村	7.97	2
桜洲村	4.39	1
和田村	9.56	2
如水村	9.66	2
鶴居村	10.84	3
小楠村	6.92	2
合計	100.00	25

関係はばらばらの状態であった。これらを統制するため各村の持分権は新規協定のうえ、第3表に示すように定められることになった。入会林野を近代化の名のもとに、また林野統一を避けるため、割山して個人有地とする方式が多くおこなわれた中であって、「八面山入会林野」は分割する方法を取らなかったが、このことは後に述べるようにその後の、この土地の土地利用政策にとって大きな意味をもつことになった。林野統一事業としての造林は「官行造林」という形で実施された。このため、これまで貸付造林を目的としてつくられた「八面山林産組合」及びその組合規約は廃止され、新しく官行造林を推進させる目的をもった林野組合が作られ、これに対応することになった。大正11年につくられた「下毛郡山口村害10ヶ村八面山林野組合」（以下、「八面山林野組合」とよぶ）がそれである<sup>29)</sup>。また、新しい目的に適応した組合規約が制定された。統一の翌年、大正12年には、国と林野組合管理者との間に、公有林野官行造林契約が取り交わされた。実施されたのは、「八面山林野組合」が利用権をもつ土地のうち、さきに貸付造林で個人に貸し付けた25町歩（林野統一を機に個人有の地役入会権となる）を除く313町歩であった。第5図が官行造林の際の施業図である。造林地区は5区に分けられ、造林に用いら

第5図 八面山共有採草地における官行造林の施業図

(八面山林野組合資料)



れた樹種はスギ、カシワ、マツが主なものであった。植栽予定期間は大正13年から大正18年の6ヵ年とし伐採予定期間は大正49年から大正82年間とされた。官行造林による植栽木の収益の分配率は国五分、組合五分の歩合となっていた。以上のような経過をへ「八面山共有採草地」は、官行造林の進行で、すべての土地が植林地と化した事になり、採草地としての利用がここに完全に終わったことになる。

(2) 権利関係からみた空間的社会システムの変容

「八面山共有採草地」は、旧藩時代には、正式に入会権をもつ土地として認められた採草地ではなく、慣行として採草利用されていた土地であった。ところが、明治になり、地租改正が実施された際、「八面山共有採草地」の土地は、この土地を村(旧藩政村)領域内に含む田口村の共有地として所有権が確定され、地券が発行された。そのため、この土地の租税支払いの義務は所有権者田口村が負う事になった。しかし

実際に、この共有採草地の草を慣行として利用していたのは中津平野に立地する41の村であった。ここに所有権者と利用権者が一致しないことによる租税負担の利害関係が矛盾となって表面化してきた。この矛盾については、「この草刈場は大字田口の共有地であり、地租は田口が払っていた。草刈は前記(田口村)のほか鶴居、大幡、三保、豊田、今津からもまいていた。受益者は多方面にわたりながら、税負担は田口村という不合理があった」<sup>30)</sup>という記述にその間の事情がよく示されている。所有権者と利用権者が一致しないことから起こったこの矛盾は、その後は解消させる方向で努力が重ねられ、「旧藩時代四十五ヶ村ノ住民入会使用セシモノカ慣行トナリ、自然所有権ノ態様トナリ、明治十六年各村条例の村人民総代連0官庁ニ提出地券ノ所有者と實際上ノ所有者ヲ明確ニシ、而シテ明治二十二年町村合併行ハレ十二村四十二大字トナリタルモノトス」<sup>31)</sup>とあるように、明治16年になって利用権者が、そのまま所有権者にな

るという形をとることで解決された。所有者の権利の内訳が明確な数値で、権利の主体である「村」ごとに表されることは、總有的形態をとる共有地の場合には極めてまれであるが、前述のように「八面山入会林野」の場合は権利者の権利の内訳がコンマ2桁までの細かい数値で表されている。このような数値が生まれたのは、「八面山林産組合」が作られた際、組合の経費を捻出するために、組合規約の中に入山料（林場税ともいう）を取り、組合及び山に関する一切の経費（租税費を含む）に当てることになったからであった。規約には、「林場税ト一般ニ稱へ其中ニ八公祖ヲ如（ママ）メ組合費一切ヲ含ミ毎年ノ総経費ヲ村落ノ戸数ニ平等割当各総代ノ示達ニ基キ拠出セシムルヲ例トセリ」<sup>31)</sup>とある。この負担率はその当時の村戸数を基に算出されている。このことは当時、八面山入会林野に関する入会の権利が各戸平等であったことを示している。このように出された負担率は、その後、各「村」の持分権、いわゆる所有権として固定してゆくのであるが、このことについては、疑義が無かった訳ではなかった。規約制定当時の戸数を基準に作られた負担率が、その後の戸数に変動があっても変化することなく、長く所有権として確定することは不合理であるという考えがあった。次の記述がこの事をよく物語っている。「旧来名前ノ村落や共有シ入会使用収益慣行ヲ今日迄継続シ来リシカ之カ公ケノ費用徴収ノ方便トシテ其費用負担率ヲ定メタルモノト認メラルニ不抱其率ヲ自然的ニセヨ各村落ノ持分数量スルカ如キハ果シテ妥当ニソ置ナルヤ疑問トス」<sup>32)</sup>。しかし、実際には、一旦定められた負担率は、その後、戸数の増減によって訂正されることなく、固定した持分権となっていた。貸付造林や官行造林の植林地化の過程で部分的に修正された所はあったが、基本的には変わることなく現在にいたっている。

ところで、八面山の採草地在貸付造林、官行造林へと造林地化が進行するなかで、所有関係はどのように変化していったか。また、入会林野をめぐる社会的空間システムは、どのように変化したか見てみたい。採草の盛んな頃には、

「八面山共同採草地」は中津平野に広がる41もの「村」が、採草を軸として中心化された行為の場であった。採草作業が衰退し、代わりに金肥などの購入肥料が大量にはいつて来たことにより、肥料を得やすい都市に近い「村」と、「八面山共有採草地」に近い「村」との間では、採草作業のもつ意味が変わってきた。つまり、採草地利用に基盤をおいて形成された社会的空間システムは、それを支えていた意味が次第に失われたことになり、そのために新しい空間秩序が求められるようになってきた。この新しい空間秩序の中心となったのが、貸付造林を推進させる目的で設置された「八面山林産組合」であった。また、林野統一が進み、官行造林が進行するようになると、それを推進する目的で改造された「八面山林野組合」がこれに代わった。林野統一は、各村にとって、権利の大幅な変更を強いられたことだけに、林野統一に対する各「村」の考え方は地域によって異なっていた。しかし、実際には各村の持分権を勘案して新規協定の上、第4表に示すようなかたちで定められている。大正11年には、「下毛郡山口村外10ヶ村八面山林野組合」（以下、「八面山林野組合」と略称する）が設置され、この新規協定による各村の持分権は林野統一を通して林野組合の規約に盛り込まれ<sup>33)</sup>、この規定によって新しい区間線が設定された。草肥農業を基盤とした空間システムは、元来、閉鎖的であったが、貸付造林が導入されたことによって、造林された25haの土地は、林野統一を機に個人所有の地役入会権となった。その後、この権利は土地の分筆などをへてさらに細分化されてゆき、大字田口3566の3では3000万分の24875という権利まで出てくるしまつてであった。また、この権利は相続などによる権利の空間的拡散が見られ、遠くは下関市まで権利が移転していった（第5表参照）。

### （3）造林地へと変化した背景

「八面山共有採草地」は古くは草肥農業の給源として、重要な機能を果たしていたが、明治期にはいるとその機能は消滅し、代わりに植林地化としての意味をもつようになった。このことは土地利用の側から見ると、表面的には土地

利用の粗放化を意味していたが、一方、これまで自給的草肥農業を主体としていた「村」が、これを脱して金肥など購入肥料を多用する近代的「村」へ変容したことを意味する。こうした変化を起こさしめた最大の背景は、中津平野の「村」が地方中心都市中津の発展に伴い商業的農業の色彩を帯びてきたこと、明治以降発展してきた養蚕業、野菜、果実など、より集約度の高い農業へと進展していったことによる<sup>34)</sup>。

中津平野の農業が商業的農業の色彩を帯びるようになったのは、その歴史は古く、旧藩時代の中頃から在方商業の発展という形で進んできた。享保三年間には城下三里以内での酒、酢、醤油、油などの重要な物資の生産と販売を禁止した。文化三年には「城外二里商売を許す」、文化九年には「城外一里商売を許す」ことになり、在方商業の発展に、城下町商人が困り果てた様子が、町会所の記録「惣町大帖」に数多く記されている。また、『中津の歴史』<sup>35)</sup>は明治以降の商業的農業の発展について、「土族授産からおこった蚕糸、紡績工業が発展すると、次第に桑、煙草など商品作物生産が起り、商業的農業が育成された」、また「都市住民に提供する菜種や薪炭の生産も発展した」<sup>36)</sup>とも記している。養蚕業を中心に、たばこ、菜種などの商品作物が、封建的枠組から開放されて、代わりに近代産業体制下にはいつていった様子がよく現れている。

これら近代農業化のうち、特に養蚕業の発展は著るしく、これが草肥農業の衰退に与えた影響が最も大きい。養蚕業は大分県では、明治2年に大分県では隣の宇佐郡に始まったが、同4年には中津地区へも広がった。中津地区では、始めは廃藩置県で職を失った多くの土族のために土族授産事業として進められていたが、明治7-8年には、桑苗20万本が滋賀県から取りよせられ、これを多くの人々に分与された事もあって広く村々に普及していった。「就中弐弐一ノ両年前数年間ニ比スレバ非常ノ増殖ニシテ其最モ著キ地方ヲ挙クレバ宇佐、下毛ノ両郡ニシテ」とある<sup>37)</sup>。こうしたことを受けて、明治12年には製糸の製造を始めた末広社が中津の三ノ

町に建設された。この会社は土族と博義社が力を合わせて事業を進めたもので、1株10万円で土族300株、0義社150株の計450株をもって誕生した。その後、順調に向上発展し、明治14年に開かれた大分県第5回共進会の報告書を見ると、末広社が大分県で繭の部の1等賞、0の部の2等賞を受けるなどの成長を遂げた<sup>38)</sup>。明治29年になると、近代的設備を備えた工場である豊中製糸会社が中津近郊の豊田村に創立された。この会社は同31年には末広社をも合併吸収し、大分県下一の経営内容をもつ近代的製糸工場となった。製糸工場の発展につれて、中津平野の農業は大きく変化し、農家は桑園面積を急速に増加させていった。そのために全般に労働力が不足し、草肥農業のための採草をする余裕がなくなった。代わりに購入肥料は豊中製糸から供給されるなどで、ますます養蚕業は大きく普及していった。「下毛郡ニテハ馬関ヘ日々ノ便船アルヲ以テ、多額ノ肥料ヲ要スル農家ハ該地ノ間屋ニ就キ購入ス。小農家ハ地方ノ小売人ニ就キ之ヲ求ム。其代金ハ直ニ支払フアリ又秋收ノ后米ヲ以テ支払等アリテ購入上便利ナリ」中津ノ市街アリ之レニ接スル一ニ里ノ村落ハ概ネ之レニ依リ肥料ヲ得ルノ便アリ」<sup>39)</sup>とある。草肥農業に依存していた旧来型の農業形態が一変した事になるが、特に、中津平野の洪積台地や都市部に近い「村」ほど、この傾向が強かった。

「八面山共有採草地」に入会権をもっていた「12ヶ村41大字」における、当時の養蚕業の実態を知るために作成したものが第6図である。養蚕戸数は4000戸、桑園面積は1000町歩に達していた。耕地の相当部分が桑園に変化し、養蚕業がいかに発展したかが伺われる。又、中津が次第に地方中心都市へと発展していったことによって、その背後の農業も近郊農業の色採が濃い、野菜、果物などを中心として商業的農業が盛んとなっていった。『中津の歴史』は「大正年間に入ると中津町周辺の農村では、桑園、養蚕業の経営以外に新たな副収入の道として、果樹園経営の機運が起ってきた。桃や葡萄を中心とする果樹の栽培は、中津町周辺の台地の農村部に広く発展をするが、沖積平野部にもその傾向があ

第6図 中津地域における桑園の分布図(大正期)  
(5万分の地形図より)



らわれた」<sup>40)</sup>と記述している。

## V 地域活性化のシンボルとしての八面山

### (1) 「新八面山林野組合」の成立と組合有林の育成

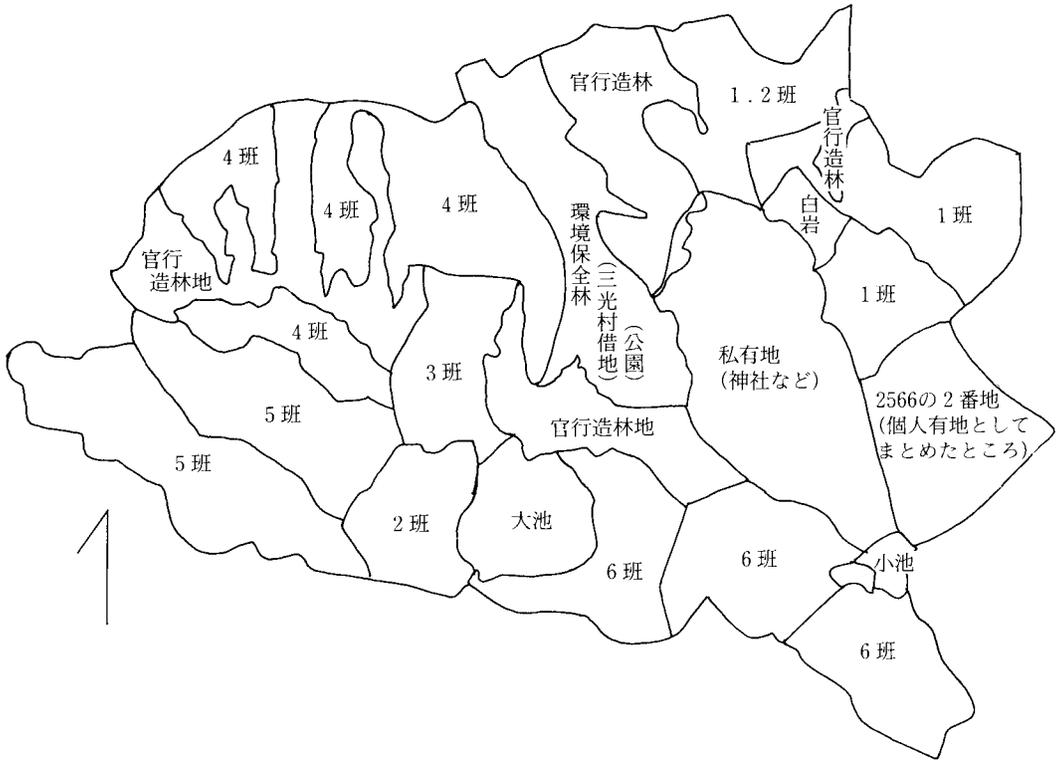
林野統一によって、官行造林が実施されてから約50年が経過して、造林された森林は計画通り順調に成長した。昭和26年には始めて官行造林の伐期がきて、以来次々と伐期のきたものから伐採されていった。伐採跡地は契約に従って、熊本営林局管轄から「八面山林野組合」に土地の所有権が返還された<sup>41)</sup>。「八面山林野組合」は、もともと官行造林を実施することを目的に作られた組合であったので、官行造林が終了し、伐採跡地が組合に返還されるという新しい事態に直面して、組織替えが必要になってきた。昭和27年、従来の「八面山林野組合」の規約を、この新しい事態に対応できるよう改訂し、組合の名称も「山口村外一市四ヶ町村八面山林野組合」(以下、「新八面山林野組合」とする)とするこ

とにした<sup>42)</sup>。しい組合規約では、第三条に「この組合は八面山共有林野の維持管理及び立木の処分並に植林に関する事業を共同処理する」という条項があり、伐採跡地は植林して「組合有林」を造成していくことを規定として定めた(第4表参照)<sup>43)</sup>。最初に、熊本営林局から「新八面山林野組合」に伐採跡地が返されたのは、この新組合ができた前年の昭和26年であった<sup>44)</sup>。返された土地にはその年の中に植林が実施されたが、これは、その翌年になって新たに作られた組合規約によって正式に「組合有林」として認められた。組合有林ができた最初の場所は、字八面山の中の大谷林区であり(第7図参照)、面積は13.04ヘクタール、植林された樹種と本数はヒノキ、スギ70,000本となっている。これらの木は、現在、既に樹齢37年、植林本数も45,500本に間引き調整され、順調な成長を続けている。次に、組合有林が生まれたのは、昭和34年、場所は字八面山の大谷登口地区であり、その面積は75ヘクタール、植林された樹種はマツであった。このように伐採跡地及び予定地は全域を6林班に分け、その各林班に次々といろいろな樹種の植林が進められることになった。現在、組合有林の全容は第4表、第7図に示す通りである。その全面積は既に250.26ヘクタールにのぼっていて、これは現在、組合がもっている土地の約70%に当たる。残りの土地は、なお現在、官行造林継続中であり、これらも、いずれ伐期を迎え次第、跡地は組合に返還され組合有林となる予定である。

### (2) 「村おこし」のシンボルとしての八面山

古くは、採草地として利用されてきた、八面山は、これまで縷々説明してきたような経過を経て、現在はスギ、ヒノキ、その他を主とした“組合有林地”に変わろうとしている。ところが、近年になってこれらの林地を中心とした八面山一帯の土地が、「村おこし」のシンボルとして注目を集めるようになってきた。つまり、新しい観光休養地として、すばらしい景観、美林、森林浴など自然を生かした調和のとれた開発が求められるようになってきた。そして今や、行政による文化化の中心課題となろうとしている。

第7図 八面山林野組合有林施業図



これはふるさと創成という新しい時期を迎えて、ますますこの要望が強くなってきた。現在は、八面山一帯はこの新しく湧いてきた地域住民の要望に基づいた、新しい空間的社会的システムの模索が始まろうとしている段階であると見ることができよう。

元来、八面山一帯は第II章でも触れたように耶馬溪日田英彦山国定公園の一角にあり、名勝地に数えられた景勝の地であった。山頂には箭山神社があり、古代、中世以来の神仏の聖域でもあった。中腹にある滝には不動尊がまつられ、また、巨石に刻まれた西日本一といわれた寝釈迦の像もあり、昭和45年には日米戦死者慰霊碑、47年には平和の塔も建立され、従来から、ささやかながら公園化された「平和のメッカ」となっていた。この地を「村おこし」の中心として、一大公園化しようとする機運が盛り上がってきたのを受けて、三光村当局は昭和60年には、自然、眺望、歴史、風景、営造物、森林浴などを

基準として、観光資源の選定作業をおこない、「八面山八景」を選定した<sup>45)</sup>。さらに、同62年には通産省の電源地の産業育成事業として八面山開発ビジョンづくりが採択された。これらの成果を受けて、同63年には八面山を中心とした観光開発の計画作りが本格化し、これが「三光村八面山観光開発計画報告書」という形でまとめられ、「八面山に伸びる緑の里づくり」<sup>46)</sup>をテーマにした文化的「村おこし」計画が作成された(第8図参照)。この計画は、さっそく次のような文化事業へと進展していった。昭和61年秋から「八面山高原フェア」を県北地域を代表するイベントとして定着させる企てが進められた。この村民総参加で行われるこのフェアは、まさに村民の手作りによる自ら考え、自ら行動するイベントであった。こうしたことが、契機となり、八面山を観光休養地に開発しようとする機運は、一機に盛り上がり、現在は八面山コミュニティランド計画で八面山一帯を総合的に整備

第4表 組合林立木明細表

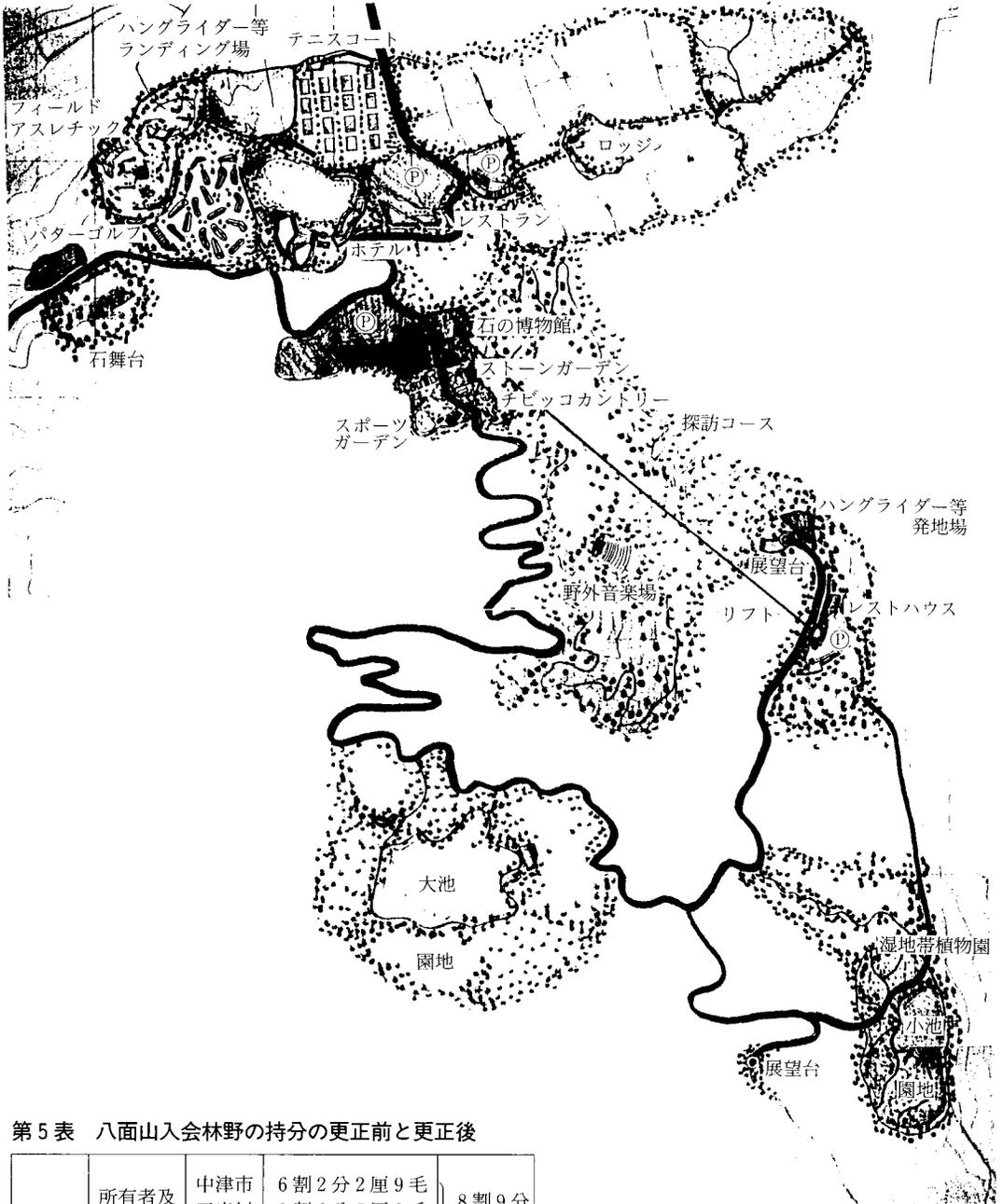
(単位=本)

林 班	面積(ha)	林 齢	備 考
大 谷	13.04	37年	植林26年桧杉70,000
大谷登口	0.75	29〃	植林34年松3,000
白 岩	8.24	27・26〃	植林36年杉8,000 桧2,000 植林37年杉15,000 桧 3,000
五 林 班	49.09	25・24〃	植林38年杉10,000 桧70,000 植林39年杉45,000 桧40,000 松15,000
四 林 班	23.54	22〃	植林40年杉20,000 桧64,000 松10,000
三、四林班	28.20	22〃	植林41年杉55,000 桧45,000
三 林 班	7.49	21〃	植林42年杉20,000 桧10,000
三 林 班	12.35	20〃	植林43年杉10,000 桧30,000 松5,000
六 林 班	12.94	19〃	植林44年杉15,000 桧37,000
六 林 班	20.18	18〃	植林45年杉5,000 桧69,000
六 林 班	15.75	17〃	植林46年杉5,000 桧45,000 吉野桜500 紅葉200
一・二林班	14.91	16〃	植林47年杉10,000 桧42,000
一 林 班	15.25	15〃	植林48年杉15,000 桧37,000
そ の 他	28.53		林道3.54 保安林0.81 岩0.81ha 伐跡地16.96 保有林6.41
合 計	250.26		
林道両側			植林47年吉野桜210 植林43年吉野桜200 八重桜200 紅葉100

し、村民や周辺住民の憩いの場とする計画が立てられている。これまで作られてきた、現在ある平和公園、野外活動施設、遊歩道などでは、施設が規模が小さく、時代の要望に答えるには、十分な施設ではなく、新しいアイデアを駆使した大規模な観光休養地作りが求められ「ふれあい体験公園」の建設が行われることになった。これは、これから増大するであろう余暇時代に対応して、ゆっくりと「遊び」が体験できるような施設の整備を図るものであった。基本的には八面山にちなんで、八つの面に分けたゾーンによる公園を作ろうとするもので、八面山の前面のもっとも立地条件のそろった土地を「新八

面山林野組合」から借りて、自然の森の一部を生かした「野鳥の森ゾーン」、四季折々の花が楽しめる「フラワーガーデンゾーン」など八つのゾーンなどを作るものである。また、これらと合わせて計画されるのが、「コミュニティスポーツパーク」の建設である。これはスポーツ振興、健康増進のための施設として競技場などの施設整備を図り、内容も一流のものを建設する。これらの総事業費10億8000万円（財源は地域総合整備事業債5億6100万円、一般財源5億1900万円）で、事業期間は平成2～6年とし、三光村が事業実施主体となっている<sup>47)</sup>。八面山には頂上まで道路が通っており、頂上から幾つかの尾

第8図 三光村八面山観光開発施設設計図



第5表 八面山入会林野の持分の更正前と更正後

更正前	所有者及び持分	中津市 三光村 個人	6割2分2厘9毛 2割6分7厘3毛 9分9厘5毛	} 8割9分 0厘2毛
	持分	中津市 三光村	6229 ÷ 8902 = 0.69973039766 2673 ÷ 8902 = 0.30026960233	
更正後		中津市 三光村 個人	百万分の630,100 百万分の270,400 百万分の99,500	

根伝いに遊歩道があり、計画が完成すれば山頂の小池、大池の景勝地から、奇岩、奇石をぬって周防灘や九州の山々が望まれ、遠く関門の夜景まで堪能できるという、まさに、「箭山ピースライン」ができ、地域住民の要望に答えるものとなる予定である。

### (3) 「村おこし」シンボルの八面山と土地所有関係

わが国では、土地利用計画は土地所有問題にはばまれて計画作成そのものが難航する場合が多い。机上で合理的に土地利用計画が作成されたとしても、土地所有の実態調査が不十分では動きがとれなくなることが多い。このことは我が国の土地利用計画作成の最大のネックとなっており、成田空港の場合が代表的な例である。せっかく立てられた開発計画もほとんど機能しないまま、無し崩しに消滅したり、意図とはちがった形に変更された例は枚挙にいとまがない。ところが、八面山一帯を「村づくり」のシンボルとしようとする土地利用計画は、いまや行政の文化化<sup>48)</sup>としての中心課題となっており、現在までの所、計画作りの段階から、実施の段階まで順調に推移しているのが実情である。これが今後、どのように進行してゆくかは、八面山をめぐる土地所有関係を歴史的視点に立って、資料の整備と検討を重ね、計画的視点にたつて問題点を掘りさげる必要がある。

ところで、現在、開発計画の対象とされている土地の所有者は、その大部分が「新八面山林野組合」である。その所有者の主体は、三光村と中津市にひろがる41の関係大字であり、その大字ごとの権利の内訳は第5表に示す通りである。組合の総管理所は三光村役場内にある組合事務所にあり、管理者は三光村長、議員は権利数に比例して選出した三光村3名、中津市7名、計10名で構成されている。組合事務所は別に中津市役所内にもあり、それぞれの職員が、議会や議員の事務を担当している。

採草利用していた時代は、明治以降、所有者と利用権所は同じになっていたが、貸付造林、官行造林、組合有林と次々に採草地在が造林地化されてゆく中で、土地の所有者と利用権者は

大きく分離していった。とくに、林野統一による官行造林を境として、組合が中心となって造林の管理運営がなされてきた。その代わり、これらの土地の所有者の主体となっている大字は自己の大字を代表する代議員を議会に送り諸事に対処させていた。現在、進められている三光村による八面山の観光休養地作り開発計画は、三光村が「新八面山林野組合」所有の土地の中から一定の土地（第7図参照）を借りて企画しているものである。三光村に土地を貸すにあたっては、勿論、組合の議会で、多数派（三光村3、中津市7）である中津市の各大字を代表した議員の賛成が必要であった。三光村観光関係者側が提出した八面山一帯を「村おこし」のシンボルとして開発するための土地利用計画案に、中津市及び三光村の住民からなる土地の所有者、すなわち「新八面山林野組合」側は賛成したが、これは組合員と中津地域に住む地域住民の意見が、一致したことを意味する。つまり、土地所有者と土地利用計画者がきわめて近い関係があったが、このことが土地利用計画を作成するために極めて都合がよかったことになり、計画が順調に進行した最大の要因であったといつてよい。中津平野の南に美しくそびえる八面山一帯の土地を一大公園としようとする考えは、近年、急速にアーバンゼイション化してきた、中津平野一帯の人々の間の念願でもあったからである。このようにして、「新八面山林野組合」の持つ組合有林は、「村おこし」の中核的存在となつていった。しかし、土地問題（主として土地所有の問題）が全くなかったわけではない。組合の土地は林野統一、官行造林をへることによって生まれてきた、地役入会権というきわめて複雑な所有権が大字に残存している土地所有形態となつていて、開発の土地利用計画を作る上で厄介な存在であった。林野組合が所有している土地は分筆して三光村大字田口字八面山3566番地の1他33筆、その権利関係は第7図のようになっていた。平成2年、八面山山麓にある神護寺に貸し付けてあった土地がかえされる話がでた時を契機に権利関係を再調査したところ全体の数値が1にならなかつたところ

から、歴史過程をへて複雑となった権利関係を調整しなおし地域開発に都合のよい形にしようとする運動が起きてきた。この八面山を地域活性化のシンボルにしようとする計画は中津地域の人々の要求でもあり、時代の要求でもあった。これらの推進力によって、各分筆された土地に残る個人名義の地役入会権の実質性は失われ、意味を失った存在になってきた。このようにして、開発の障害を取り除こうとする運動が起き、この複雑な地役入会権は解消されたといえる。つまり、この八面山を地域の活性化の「シンボル」として整備していかなければならないという人々の要求が、遂に田口部落の田口氏、梅木氏、下関市の石堂氏が、組合所有の3566番地の1他33筆の中にもっていた、それぞれ3000万分の2487と言った気の遠くなるような単位の、きわめて複雑な所有関係となっていた地役入会権を解消させるのに成功したのであった。つまり、組合がもっていた34筆にあった個人のこのような複雑な地役入会権のあるのを解消し、これらを大字田口3566の2番地に集めて、ここを完全な個人有とし、他の33筆の地番の土地の調整を進めた。更生前後の権利関係は第8表の通りである。ここに、「村おこし」のための1大シンボルを成功させることに、大きな期待をよせている人々の熱意が浮かび上がってくる。個人名義の地役入会権の問題が解決したことで、「八面山林野組合」の所有地は中津市と三光村が比較的自由に理想的な土地利用計画を立てられる態勢が整って来たといつてよい。現在、「新八面山林野組合」が、「村づくり」計画に貸している土地は第7表の通りであり、貸付地は開発計画が進むにつれて増加するであろう。

#### (4) 地域活性化運動の起きた背景

地役入会権と言う複雑な所有関係を解消させた推進力は、どこから生まれてきたものであろうか。その背景となったものは、なんであったか。第1に挙げられるのが、中津平野一帯のアーバンゼイション化が挙げられる。昭和51年、中津駅が高架すると、旧城下町の範囲に留まっていた商店街や市役所その他の行政機関が、爆発的に駅裏の広い中津平野の農村部へと地域を

拡大していった。これまでの交通渋滞の解消、南北に分断されていた市街地の結合、新駅を中心とするバス、タクシーのターミナル確保に役立ち、さらに駅南部の農村地帯の土地利用が進んで、そこに高度化した商業中心街が形成されるようになってきた。ホテル、百貨店の進出がめざましい。また、元鐘坊中津工場跡地を利用して、その再開発を行い中津市民センター（文化会館、体育センター、中央公園、総合運動場）ができた。国道10号線が整備されると、市街地は、一層国道沿いに拡大しその傾向が強くなった。とくに市役所その他多くの官庁が移転していった事は中津平野のアーバンゼイション化に拍車をかけることになった。すでに昭和59年には中津地区は県北、国東地区テクノポリス地域の一角として指定を受け、48年以来、チハヤ金属を始めとする多くの企業が立地するようになった。中津市と、三光村は、人口流失で過疎化で悩んでいる大分県のなかにあつて、企業進出、若年労働力の定着や、人口微増に転じる現象が見られる数少ない地域の1つである<sup>49)</sup>。

さらに、平成5年3月15日、北九州と大分を結ぶ「北大道路」（三光村を東西に横断する）が完成し、大分との距離が短縮し、時間で30分短縮した。この道路の開発は、まさに県北時代の幕開けを告げるドリームロードの開通となるであろう。ちょうど時を同じくして、中津市を中心に県北地域が、全国で14ヵ所地方拠点都市としての第1次指定を受けた。北大道路はこの地域の経済、観光、文化などあらゆる分野への大きな波及効果を与えてくれた。北九州市苅田の日産自動車工場進出したことによって、昭和54年から平成3年までに、自動車関連の企業が三光村で8企業、中津市で9企業も進出してきた。さらに、大分市に日産自動車の主力工場が進出の予定でもあり、日産苅田工場との中間にあるこの地域は大きく注目される場所である。また、近年、中津の郊外今津干拓跡地に東洋工業の自動車工場進出が決定されたが、このことも関連企業の進出など大きくみこまれ、地域の発展に大きく影響をあたえることが考えられる。時代は経済発展によるゆとりからレジャーを求

める時代となり、三光村で八面山一帯を「村おこし」のシンボルとする運動が起り、これが行政的の文化化の中心課題となり、計画が順調に進行しているということは、時代の流れであるといつてよい。さらに、単に1村の企画ではなく、中津市を含めた中津平野のシンボリック存在へと大きく開発企画となっている。

### おわりに

中津地域の平野部に立地する「村」（藩政村）は、地域の南部にある「山地」間あるいは「山地」に接する「村」を除いて、「台地」「低地」にある。全ての「村」は草肥農業のための共有採草地を自己の「村」領域内に所有していなかった。このような「村」では、共有林野にして、生きてゆくための空間構成、すなわち地理的な「場」を完結させるためには、地域の南部にそびえる八面山を中心とする「山地」にある共有採草地や林野を利用する権利を確得する必要があった。八面山には2つのタイプの共有林野があり、一つは八面山の奥山、つまり八面山の中心部にある「八面山共有採草地」であり、この採草地は中津地域56の「村」の内41「村」が慣行として採草利用する権利をもっていた。この41の「村」の範囲は、南は八面山山地から、北は周防灘にまで達していた。もう一つは、この「八面山共有採草地」の北麓、つまり八面山の近在山に当たるところに立地している多くの小規模な共有林野であり、山麓に立地している8つの「村」が、自己の「村」領域にある共有林野をそれぞれ単独で利用する村中入会型であった。この二つのタイプの共有林野は利用する村は二重に重なるところがあって、全体として見たときは、「村々入会二重構造」のタイプとなっていたと見ることができる。

ところで、第1のタイプ「八面山共有採草地」は前述のごとく、旧藩時代は入会権という権利関係で利用されていたのではなく、単に「慣行」として利用されていたものにすぎなかった。しかし、明治の地租改正では、「八面山共有採草地」の土地をそっくり「村」領域内に含んでいた田

口村の所有地として「田口村共有地」の地券が発行された。八面山共有林野の権利者となったことは、この山の租税の負担者となったことを意味した。しかし、この採草地を慣行として利用する権利は前述のごとく田口村を除く他の40の「村」にもあり、しかし税負担はこれらの村にはない。あきらかに田口村と他の40の村との間に租税負担をめぐる利害関係を対立した。この矛盾を土地所有者＝利用権者という形で解決したのは、明治16年であった。ここに始めて、田口村の共有採草地が41の「村」、後の「大字」の入会地（共有地）となったことになる。

旧藩時代は草肥農業給源として重要な意味のあった八面山の採草地は、明治も中頃になると、中津平野の農業全般に広がった「養蚕」や、いろいろの商業的農業の発展につれて、草肥農業はすたれ、代わりに購入肥料が多量に入荷するようになり、次第に利用者のいない荒廃した草地となっていく。その後はこの土地は、採草地としての利用はやめて、「植林地化」への道をたどる事になった。まず、明治29年、林産組合が作られ、旧採草地の一部を貸し付ける「貸付造林」が図られた。しかし、貸付造林は約360haある「八面山採草地」のうち、25haが成功したにすぎなかった。次に、国野林の統一にたいしては、「八面山共有採草地」は、大正11年になって、25町歩の貸付造林が大字及び個人名義の地役入会権となる条件で、国の政策に応じた。その結果、「官行造林」が実施されたが、貸付造林を目的につくられた「林産組合」は廃止され、代わって官行造林実施を目的とした「八面山林野組合」が作られた。次に、官行造林の伐期がきたものから伐採跡地が組合に帰されてきたが、これに対応するための「新八面山林野組合」が作られた。

共有採草地としての役割が終わって植林地への道を進んできた「八面山共有採草地」の土地は、近年になって、また1つの大きな変化が見られるようになった。それは、この八面山一帯が「村おこし」のシンボリック存在となってきたことである。つまり、八面山一帯の土地が中津地域（中津市、三光村）の行政の文化化として

重要な課題をもつ土地となってきたことである。採草地の時代から植林地化をへて変化し続けてきたこの土地所有関係は、その間に幾多の複雑な所有関係（とくに大字及び個人名義の地役入会権）をもつ土地となっていた。ところが、この地役入会権の問題は地域から起こってきた八面山をシンボルとして一大観光休養地をつくらうという中津地区の住民の強い要望が力となって、地役入会権のうち、極めて複雑な個人名義の地役入会権は実質性を失った意味のない厄介なものとして、取り除こうとする運動が起き、1部の替え地を個人名義に代替えることで解消させた。歴史家的視角から見てきわめて複雑な様相を呈していた土地所有関係が、計画家の視点から見て、数値にして実に3000万分の234521といった単位にまで細分された複雑となっていた権利関係を、見事に平成3年解消にこぎつけたのは脅威といわざるをえない。これをもって八面山が地域のシンボル化への道程は、計画家の視角から見て最高の計画を作成でき、思う存分に実行に移せる状況になった。

(別府大学短期大学部)

### 【注】

- 1) ババリア平原の森が「ムラ」, 「ノラ」のまわりに、伐期を100~130年として形成されていた。
- 2) シービオク、池上嘉彦編訳「自然と文化の記号論」勁草書房、1985、30頁
- 3) 藪内芳彦「社会地理学論争」古今書院、1977年
- 4) 野沢秀樹「地理学史研究の方法—科学哲学、科学史、思想史との係わりにおいて」人文地理44—1
- 5) オットウ、フリードリツヒ、ボルノウ「人間と空間」せりか書房、266~268頁
- 6) 大分県教育庁文化課「八面山の文化財(八面山)」昭和60年、97~160頁 三光村「三光村誌」昭和63年、123~125頁
- 7) 日野尚志「豊前国田河、企救、下毛、宇佐四郡における条里について」佐賀大学教育学部研究論文集25、1976
- 8) 「惣町大帳」は中津市図書館に所蔵されてい

る。

- 9) 半田隆夫「中津藩歴史と風土」第一輯、中津市立小幡記念図書館、1981年によると中津地方の村には入会無き候とある。
- 10) 三光村「三光村誌」昭和63年、317頁 林野庁の林野資料
- 11) 前掲10)
- 12) 勝目忍「入会林野からみたムラ領域の空間構造」人文地理42—1、1—24頁
- 13) 「角川日本地名大辞典」14、大分県、昭和55年
- 14) 中津藩史
- 15) 渡辺兵力編著「農業集落論」龍溪書舎、1978年、62頁
- 16) 八丁誠一「コウアイにみる村落共同体における講の役割」大分地理第3号
- 17) 前掲5)
- 18) ノルベルグ、シュルツ、加藤邦男訳「実存、空間、建築」鹿島出版会、1990、40~66頁
- 19) 20) 「昭和5年全国山林原野入会慣行調査資料第5巻」
- 21) 22) 23) 前掲6) 368頁
- 24) 前掲19) 20)
- 25) 26) 潮見俊隆編「日本林業と山村社会」東京大学出版会、1962年、145~167頁
- 27) 前掲19) 20)
- 28) 前掲10) 369頁
- 29) 前掲10)
- 30) 31) 32) 前掲19) 20)
- 33) 三光村役場資料
- 34) 前掲10)、268~269頁
- 35) 今永清二編「中津の歴史」中津市刊行会、昭和55年
- 36) 37) 豊田寛三、加藤泰信、末広利人「大分県の百年」山川出版社、1986年、74~77頁。「中津地方に於ける養蚕業の発達」中津史談第一巻一号
- 38) 明治十四年大分県第五会年報
- 39) 大日本蚕糸会大分支会「国東蚕種」高山活版社、大正2年、145~1頁
- 40) 前掲35)
- 41) 42) 43) 八面山林野組合「規約規定申請綴」大正12年起
- 44) 前掲10) 469頁
- 45) 前掲10) 478頁
- 46) 大分県三光村「三光村八面山観光開発計画報

告書一八面に伸びる緑の里づくり」昭和63年

- 47) 大分県企画総室「大分五十八景一地域づくり事例集一」平成3年84～85頁
- 48) 上田篤「行政の文化化」紀伊国屋書店
- 49) 前掲35) 406～407頁

〔付記〕

本稿は調査に当たり、三光村役場武藤延幸氏、他多くの職員の皆様方のひとかたならぬご協力を得た。深く感謝する次第である。なお、多事にわたり研究の指導をいただいた九州大学野沢秀樹教授、神奈川大学小馬徹教授にはこころからお礼もうしあげます。